



家畜 共済

備えの種をまこう。🌱



©群馬県 ぐんまちゃん 00090-03

群馬県 / 群馬県農業共済組合



ノーサイくん

特長

1

低額な掛金

NOSAIの家畜共済は、国の政策保険です。
掛金の約半分を国が負担するので、生産者様の負担はぐっと小さくなります。

死亡廃用 共済	搾乳牛100頭	5割補償	約120万円
	育成乳牛100頭	5割補償	約47万円
	繁殖用雌牛100頭	5割補償	約66万円
	育成・肥育牛100頭	5割補償	約118万円
疾病傷害 共済	乳用牛100頭	50万円補償	約25万円
	肉用牛100頭	50万円補償	約8万円

※2023年度において、全ての事故を補償する加入方式での1年間の農家負担掛金の概算です。

特長

2

選択できる加入方式

生産者様それぞれの経営形態や事故状況に合わせた補償タイプを選択することで、掛金をさらに節約できます。



へ安心をお届けします！

特長

3

充実の共済金支払い

死亡事故や病傷事故が発生した月の2ヵ月後には共済金をお支払いします。

死亡廃用 共済 (※1)	搾乳牛	5割補償	1頭当たり約30万円
	育成乳牛	5割補償	1頭当たり約29万円
	繁殖用雌牛	5割補償	1頭当たり約49万円
	育成・肥育牛	5割補償	1頭当たり約43万円
疾病傷害	乳用牛	補償額を上限とし診療費の9割	
	肉用牛	補償額を上限とし診療費の9割	

※1: 2023年度における共済金の概算です。

特長

4

牛伝染性リンパ腫の補償

一部の補償タイプを除いたほぼすべての補償タイプで、牛伝染性リンパ腫による損害を補償します。

家畜市場や家畜商へ牛を販売した後にと畜場等で牛伝染性リンパ腫と診断された場合も、対象となります。

掛金について

掛金は、**選択する事故除外方式と付保割合**等によって変わります。

- 死亡廃用共済は、加入申込時に年間飼養計画を申告いただき掛金の徴収を行います。掛金期間満了後に年間飼養実績に基づき掛金を再算定し、差額を調整します。(期末調整)
- 掛金の**約半分は国が負担**しますので、生産者様の負担は大きく軽減されます。
- 掛金が一定額以上の場合、生計を共にしない第三者を保証人として、掛金を4回に分けて分割納入することができます(手数料等はかかりません)。
- 家畜共済は、原則1年間の契約となります。
- 掛金の詳細は、「掛金試算表」をご覧ください。
(「掛金試算表」がない場合は、最寄りの支所までお問い合わせください。)

共済金の支払いについて

家畜共済は、家畜のための「**生命保険**」(＝死廃事故)と「**健康保険**」(＝病傷事故)を合わせた制度です。

死廃事故

牛が、病気や怪我により死亡した場合、死に瀕している場合、特定の病気や怪我で獣医師が治らないと判断した場合等に、共済金をお支払いします。

- 損害に対しての補償になるため、枝肉等が売れた場合や手当金が出た場合は、その金額が損害額から控除される場合があります。

計算例

(評価額50万円の牛が廃用になり枝肉等が10万円で売れた場合)

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{評価額} \\ \hline 50 \text{ 万円} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{残存物価額} \\ \hline 10 \text{ 万円} \\ \hline \end{array} \right) \times \begin{array}{|c|} \hline \text{付保割合} \\ \hline 50 \% \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{計算共済金} \\ \hline 20 \text{ 万円} \\ \hline \end{array}$$

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{評価額} \\ \hline 50 \text{ 万円} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{残存物価額} \\ \hline 10 \text{ 万円} \\ \hline \end{array} \right) = \begin{array}{|c|} \hline \text{純損害額} \\ \hline 40 \text{ 万円} \\ \hline \end{array}$$

計算共済金

と

純損害額

の金額が低い方が

共済金

となります。

病傷事故

牛が、病気や怪我により**獣医師の診療を受けた場合**に、共済金をお支払いします。

- 加入時に病傷共済金支払限度額の範囲内で選択した共済金額まで共済金が支払われます。
(「掛金試算表」参照)
- 国から示されている病傷給付基準に則り審査を行い、適正と判断された額をお支払いします。
例えば、予防のための処置は対象となりません。
※初診料を含む診療費の9割が共済金です。

安心を得ることができます。

個体の評価額について

個体の価値を示す額を評価額といい、個体の飼養目的・品種・月齢ごとに定めています。

- 死亡廃用共済では固定資産的家畜(搾乳牛、繁殖用雌牛)は引受時の月齢によって評価額が決定され、棚卸資産的家畜(育成乳牛、育成・肥育牛)は期末時(事故があった場合は事故時)の月齢によって評価額が決まります。※疾病傷害共済は、全て期首時の月齢。

搾乳牛 育成乳牛

月齢	評価額
6	20万9千円
7	23万3千円
8	25万6千円
9	27万9千円
10	30万3千円
11	32万6千円
12	34万9千円
13	37万3千円
14	39万6千円
15	41万9千円
16	44万3千円
17	46万6千円
18	48万9千円
19	51万3千円
20	53万6千円
21	55万9千円
22	58万3千円
23	58万7千円
24～42	59万1千円
43	58万1千円
44	57万2千円
45	56万2千円
46	55万3千円
47	54万4千円
48	53万4千円
49	52万5千円
50	51万5千円
51	50万6千円
52	49万6千円
53	48万7千円

育成・肥育牛 (肉用種)

月齢	評価額
6	26万2千円
7	28万4千円
8	30万6千円
9	32万8千円
10	35万0千円
11	37万5千円
12	40万0千円
13	42万6千円
14	45万1千円
15	47万6千円
16	50万1千円
17	52万6千円
18	55万1千円
19	57万6千円
20	60万2千円
21	62万7千円
22	65万2千円
23	67万7千円
24	70万2千円
25	72万7千円
26	75万2千円
27	77万7千円
28	80万3千円
29	82万8千円
30以上	85万3千円

育成・肥育牛 (交雑種)

月齢	評価額
6	29万9千円
7	33万0千円
8	35万1千円
9	37万2千円
10	39万2千円
11	41万3千円
12	43万4千円
13	45万5千円
14	47万6千円
15	49万7千円
16	51万8千円
17	53万9千円
18	56万0千円
19	58万1千円
20	60万2千円
21	62万3千円
22	64万4千円
23	66万5千円
24	68万6千円
25	70万7千円
26	72万8千円
27	74万9千円
28以上	77万0千円

繁殖用雌牛

月齢	評価額
6	41万8千円
7	46万5千円
8	51万3千円
9	56万1千円
10	60万9千円
11	63万3千円
12	65万6千円
13	68万0千円
14	70万3千円
15	72万6千円
16	75万0千円
17	77万3千円
18	79万7千円
19	82万0千円
20	84万3千円
21	86万7千円
22	89万0千円
23	91万4千円
24	93万7千円
25	96万0千円
26～54	98万4千円
55	97万2千円
56	95万9千円
57	94万7千円
58	93万5千円
59	92万3千円
60	91万0千円
61	89万8千円
62	88万6千円
63	87万4千円

(2023年度の設定額の一部抜粋)

死亡廃用共済事故除外方式について

生産者様は、死亡廃用共済において一定条件のもと給付対象となる事故を選択することができます。必要に応じた補償対象を選択することにより掛金負担が軽減されます。

- 特定事故は、一部の補償タイプを除き共済金の支払対象となります。「牛伝染性リンパ腫」は、生産者様が家畜市場やと畜場に出荷した後に判明した場合でも支払対象です。（※補償タイプ2号ハは、牛伝染性リンパ腫、伝達性海綿状脳腫は補償対象になりません。）

補償内容	補償タイプ	死亡	廃用	すべての事故を100としたときの掛金比率			
				搾乳牛	育成乳牛	繁殖用雌牛	育成・肥育牛
すべての事故	-	○	○	100	100	100	100
特定事故 の死廃事故のみ	1号イ 2号イ	×	×	3	8	8	5
死亡事故と特定事故 の廃用事故のみ	1号ロ 2号ロ	○	×	78	98	90	95
死亡事故と5号・6号 以外の廃用事故のみ	1号ハ	○	△	96	97	-	-
死亡事故と1号～3号 以外の廃用事故のみ	2号ハ	○	△	-	-	90	93

特定事故の範囲

火災による焼死

落雷による空調施設破損による熱射病死

洪水・土砂崩れによる溺死・窒息死

法定・届出伝染病による死亡

大雪・地震が原因の畜舎倒壊による圧死・打撲死

(廃用事故も含みます。)

- 廃用号数について
 - 1号・・・疾病又は不慮の傷害(3号に掲げる疾病及び傷害を除く。)によって死に瀕したとき。
 - 2号・・・不慮の災厄によって救うことのできない状態に陥ったとき。
 - 3号・・・骨折、は行若しくは両眼失明又は牛伝染性リンパ腫、伝達性海綿状脳症その他農林水産大臣が指定する疾病もしくは不慮の傷害であって、治癒の見込みのないものによって使用価値を失ったとき。
 - 4号・・・盗難その他の理由によって行方不明となった場合であって、その事実の明らかとなった日から30日以上生死が明らかでないとき。
 - 5号・・・乳牛の雌、種雄牛又は種雄馬が、治癒の見込みのない生殖器の疾病又は傷害によって繁殖能力を失ったとき。
 - 6号・・・乳牛の雌が治癒の見込みのない泌乳器の疾病又は傷害によって泌乳能力を失ったことが泌乳期において明らかとなったとき。
 - 7号・・・牛が出生時において奇形又は不具であることにより、将来の使用価値がないことが明らかとなるとき。

いろいろな選択ができます。

子牛等選択について

出生後6ヶ月未満の子牛を補償の対象とすることを選択することができます。

- 死亡廃用共済で子牛等選択をした場合、授精等後240日を経過した胎子から出生後5ヶ月までが追加で補償されます。
- 疾病傷害共済で子牛選択をした場合、出生後から出生後5ヶ月までが追加で補償されます。
- 胎子の死亡事故が発生した際は、授精証明書等を提出する必要があります。

加入できる畜種について

補償を必要とする家畜区分ごとに加入することができます。

- 加入する家畜区分ごとに、**全頭加入**が原則です。(包括共済)
- 家畜区分の内訳については下表のとおりです。

家畜区分		対象家畜
死亡廃用共済	疾病傷害共済	
搾乳牛	乳用牛	満24月齢以上の乳牛の雌であって搾乳の用に供されるもの
育成乳牛		満24月齢未満の乳牛の雌
子牛等選択		出生後第5月の末日を経過しない乳牛の雌
	-	授精等後240日を経過した乳牛の胎子
繁殖用雌牛	肉用牛	満24月齢以上の肉用牛の雌であって繁殖の用に供されるもの
育成・肥育牛		搾乳牛、繁殖用雌牛、育成乳牛及び種雄牛以外の牛
子牛等選択		出生後第5月の末日を経過しない育成乳牛以外の牛
	-	授精等後240日を経過した乳牛以外の胎子

- 死亡廃用共済については、**固定資産的家畜** と **棚卸資産的家畜** に分類されます。

危険段階別共済掛金率について

事故が少なければ、掛金が安くなる仕組みを導入しています。

- 家畜共済では、過去10年間の共済金支払実績から被害率を求め、その被害率に応じて危険段階別共済掛金率を設定します。この危険段階の設定によって、被害率の低い加入者は掛金が安くなり、被害率の高い加入者は掛金が高くなりますので、**掛金負担の公平性が保たれます**。

制度説明 制度へのご理解・ご協

事故発生 の連絡について

死廃事故が発生した場合は、遅滞なくNOSAIへ報告してください。

- NOSAIの職員が確認することで、共済事故として取り扱うことができます。確認前に搬出した場合は、全部又は一部が免責となります。
- 一般の死廃事故を対象としない補償タイプで加入された場合は、特定事故(火災・自然災害・伝染病)が発生した際に、必ず連絡してください。
判断に迷われる場合は、搬出前に必ず一報をお願いします。

個体の異動報告について

死亡廃用共済で以下のような大幅な異動をした場合、速やかにNOSAIに報告する必要があります。

- 大幅な異動とは、「農場を売買したとき」・「畜舎の棟数が増減したとき」・「畜舎の改築をしたとき(拡大又は縮小)」・「火災・自然災害又は伝染病による飼養頭数の減少を補い、経営規模が縮小しないように導入したとき」・「家畜を飼養しなくなったとき」の場合等です。

疾病傷害共済で以下のような異動が発生した場合で、共済金額の変更を希望する場合は異動日から2週間以内に組合に報告する必要があります。

- 共済金額を変更できる異動とは、「0頭で加入申込をした家畜区分の家畜を飼養するとき」・「家畜を飼養しなくなったとき」・「家畜を導入したとき(※1)」・「家畜が出生したとき(※1)」があります。

※1: 異動状況により共済金額が変更できない場合があります。

免責について

加入者が通常すべき管理等を怠ると、共済金が減額される場合があります。

- 掛金の納入が正当な理由なく2週間以上遅滞した場合は、遅滞している期間はすべての共済金が免責になります。
- 事故発生 の連絡をせず、事故家畜を搬出した場合は、当該牛の事故による共済金は全部又は一部が免責になります(と畜場等に出荷して牛伝染性リンパ腫と診断された場合を除く)。
- 牛伝染性リンパ腫に関する事故の場合は、牛伝染性リンパ腫感染拡大防止措置を行っていないと共済金の4割が免責になります。また、と畜場等で牛伝染性リンパ腫により全部廃棄となり、食肉衛生検査所などから牛伝染性リンパ腫とわかる全廃棄証明書等が届いてから3日以内にNOSAIへ通知をしなかった場合は、共済金の1割が免責になります。

力をお願いします。

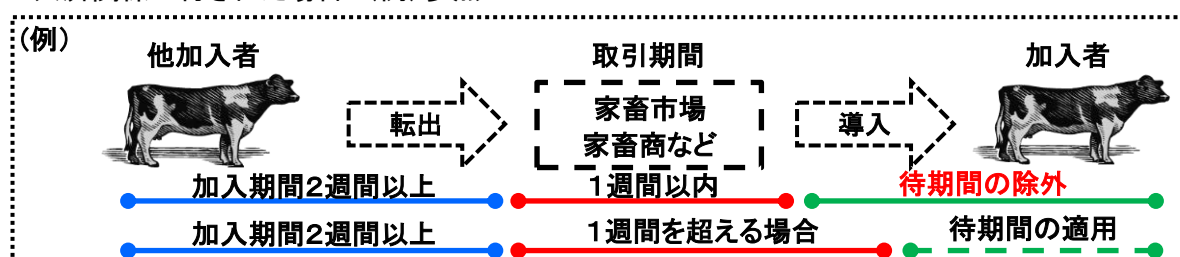
待期間について

共済金の不正請求を防止するための制度として「待期間」があり、待期間中の事故については共済金が免責になります。

- 家畜共済に加入した日から**2週間**は、すべての個体に「待期間(※)」が適用されます。
- 導入した牛についても、導入した日から**2週間**の「待期間(※)」が適用されます。

※: 以下の場合には待期間が除外されます。

- ① 共済事故の原因が共済責任の始まった後に生じたことが明らかな場合
- ② 牛の胎児または子牛であって、その母牛が共済関係に付されており待期間を経過している場合
- ③ 導入した家畜が、他組員において2週間以上共済関係に付されていて、譲渡後1週間以内に加入者の共済関係に付された場合 (例)参照



他の公的制度との比較

- 家畜防疫互助事業は、畜産経営に与える影響が大きい口蹄疫や牛疫等が万が一発生した際の経営への影響を緩和するために、生産者が自ら積み立てを行い(国庫負担有り)、当該伝染病による損害を互助補償する制度ですが、家畜共済制度と家畜防疫互助事業は、**補償の内容において重複する部分はありません**。
- 家畜伝染病予防法に掲げられた疾病の患畜・疑似患畜については、法に基づき殺処分され、すべての対象農場に対して、手当金が交付されます。また、口蹄疫等については、手当金の他に特別手当金や補償金が支払われます。

家畜共済と 公的制度等	補償内容				
	家畜の損失(患畜・疑似患畜)		死体処理経費		経営再開 資金支援
	死 亡	命令による殺処分 (法令殺)	発生農場	指定地域・ 指定家畜	
家畜共済制度	○	△ ※1	×	×	×
家畜伝染予防法	×	○	○	○	×
家畜防疫互助事業	×	×	○	×	△ ※2

※1: 家畜伝染予防法により特別手当金の支払対象となる事故については、共済金が支払われません。

※2: 発生農場のみが支払対象となります。



詳細はHPへ▶



NOSAI は農家のために!!

家畜共済へのご加入にあたって

この説明書は、家畜共済へ加入される皆様にあらかじめご承知いただきたい重要事項です。
ご熟読をお願い申し上げます。

- 農業保険事業は、加入者が不慮の事故によって受ける損失を補てんして農業経営の安定を図ることを目的とした公的農業保険制度です。
- 事業の運営は、NOSAI ぐんまと国で行っています。加入者と NOSAI ぐんまは、共済関係を結び、NOSAI ぐんまはさらに国と保険関係を結ぶことにより危険分散を図っています。
- 掛金は、加入者と国が拠出し、加入者が被害を受けたときは、拠出された掛金の中から共済金を支払います。なお、被害が少ないときは、将来の共済金支払財源等に充てるために積み立てられます。
※掛金と一緒に事務費をご負担していただきます。
- 加入者が通常すべき管理や損害防止を怠ったとき、損害発生の通知を怠ったとき、および故意・重大な過失によって事実と反する通知をした場合は、共済金支払額の全部または一部を支払わない場合があります。
- NOSAI ぐんまが保有する各種情報については、必要に応じて加入者に公開し、健全な事業運営に努めます。
- 加入申込書記載事項やその他知り得た個人情報、NOSAI ぐんまが引受の判断、共済金支払額の算定、各種サービスの充実や提供のために利用します。また、本共済関係に関する個人情報は、他の共済事業の案内等のために業務に必要な範囲で利用することがあります。

<金融サービス提供法に係る重要事項説明書>

組織再編のお知らせ

令和5年4月より県内11支所を4支所へ統合し、各拠点から農業経営をサポートします!

令和5年4月1日から

中央支所

前橋市大友町1-3-12 1階

TEL.027-254-2070 FAX.027-254-2077

令和5年3月31日まで

前橋支所 TEL.027-254-2070
伊勢崎支所 TEL.0270-62-9915

管轄エリア

前橋市・伊勢崎市・玉村町

令和5年4月1日から

西支所

高崎市菊地町563

TEL.027-344-2181 FAX.027-344-2184

令和5年3月31日まで

高崎支所 TEL.027-344-2181
藤岡支所 TEL.0274-24-3730
富岡支所 TEL.0274-62-2450

管轄エリア

高崎市・安中市・藤岡市・神流町・上野村・
富岡市・下仁田町・南牧村・甘楽町

令和5年4月1日から

北支所

渋川市吹屋370 1階

TEL.0279-26-2600 FAX.0279-26-2601

令和5年3月31日まで

沼田支所 TEL.0278-23-5110
渋川支所 TEL.0279-26-2600
中之条支所 TEL.0279-75-2005

管轄エリア

渋川市・吉岡町・榛東村・中之条町・東吾妻町・長野原町・嬬恋村・
草津町・高山村・沼田市・片品村・川場村・みなかみ町・昭和村

令和5年4月1日から

東支所

太田市龍舞町589-3

TEL.0276-47-5600 FAX.0276-47-5601

令和5年3月31日まで

太田支所 TEL.0276-20-9199
みどり支所 TEL.0277-76-9181
館林支所 TEL.0276-75-3311

管轄エリア

太田市・桐生市・みどり市・館林市・板倉町・
明和町・千代田町・大泉町・邑楽町

本所

前橋市大友町1-3-12 TEL.027-251-5631

家畜診療所 渋川市吹屋370 2階 TEL.0279-26-9550